

令和4年（ネ）第4161号 損害賠償請求控訴事件

一審原告 外

一審被告 国

準備書面（6）

（国準備書面（13）に対する理解と疑問）

2024年9月2日

東京高等裁判所 第15民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人	弁護士	坂	本	博	之
同	弁護士	大	木	一	俊
同	弁護士	只	野		靖
同	弁護士	及	川	智	志
同	弁護士	小	竹	広	子
同	弁護士	五	來	則	男
同	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	鈴	木	裕	也
同	弁護士	高	橋	利	明
同	弁護士	田	中		真
同	弁護士	服	部		有

一審原告らは、国の令和6年6月28日付準備書面（13）に対して、必要な限度で、理解と基本的な疑問を述べる。

1 改修計画が工事实施基本計画等であるときの大東水害最高裁判決の瑕疵判断基準に基づく河川管理の瑕疵の判断方法について（7頁）

被告国は、「改修計画」に関する控訴人（一審原告）らの主張は独自の見解に過ぎないと主張するが、以下の記載からすれば、一審原告らの主張と、被告国の主張は、結局のところ、同一である。

（1）被告国準備書面（13）の記載内容

「控訴人（一審原告）らは、河川工事を実施する場所についての工事の時期・順序が定まっていないと「改修を要する緊急性の有無及びその程度」の判断ができないと主張するが、工事实施基本計画や河川整備基本方針、河川整備計画を定めるに当たっては、過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況、土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に考慮する必要がある（平成9年改正前河川法16条2項、河川法16条2項及び16条の2第2項並びに平成9年改正前河川法施行令10条1項1号及び河川法施行令10条1号）、これらにおいて策定された事項¹に加え、その実施の状況を踏まえれば、「改修を要する緊急性の有無及びその程度」を判断することは十分可能である。」（7頁）

（2）上記記載についての理解

上記記載は、要するに、工事实施基本計画や河川整備基本方針・河川整備計画は、平成9年改正前河川法施行令10条1項1号及び河川法施行令10条1号の定める考慮事情²を考慮して改修工事の実施に関する基本的な事項を定めるようになっているので、瑕疵判断基準1の考慮事情である「改修を要する緊急性の有無及びその

¹ 工事实施基本計画については平成9年改正前河川法施行令10条2項3号イ、ロ、河川整備基本方針については河川法施行令10条の2第2号ハ、河川整備計画については河川法施行令10条の3第2号イ。

² 大東水害最高裁判決が示す瑕疵判断基準1の考慮事情のうちの「過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件」と同じ内容である。

程度」を考慮して定められる改修を要する箇所の工事の時期・順序（改修手順）は計画に定められないが、工事実施基本計画や河川整備基本方針・河川整備計画に定められた事項に、そのもとで行われている改修工事の実施状況を検討対象に加えれば、その改修工事の時期・順序（改修手順）が改修を要する緊急性の有無及びその程度を考慮した合理的なものであるか否かを判断することは十分可能である、というものである。

（3） 控訴人（一審原告）らの主張

上記記載による反論の対象である一審原告らが行っている改修計画に基づいて改修中の河川の管理の瑕疵の判断方法についての主張（一審原告ら控訴審準備書面（1）第1の1～4）の要点は、次のとおりである。

「大東水害最高裁判決が示した治水事業において改修計画に基づいて改修中の河川の管理の瑕疵についての瑕疵判断基準2は、「改修計画」が不合理であるかを、瑕疵判断基準1が示した「過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情」を考慮して判断するものとしており、改修計画が工事実施基本計画や河川整備基本方針及び河川整備計画だけでは、当該改修計画は、改修計画が不合理であるかを判断するときの考慮事情である瑕疵判断基準1の考慮事情のうちの「過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件」と同じ内容の考慮事情（改正前河川法施行令10条1項1号、河川法施行令10条1号）を考慮することによる改修工事の実施に関する基本的な事項についての基本計画が定められているだけで（工事実施基本計画については改正前河川法施行令10条2項3号イ・ロ、河川整備基本方針については河川法施行令10条の2第2号ハ、河川整備計画については河川法施行令10条の3第2号イ）、瑕疵判断基準1の残りの考慮事情の「改修を要する緊急性の有無及びその程度」を考慮して定められる改修を要する箇所の工事の時期・順序（改修手順）についての実施計画がないので、改修工事の時期・順序（改修手順）において不合理であるかの判断ができない。この場合は、そのもとで行われている改修工事の実施状況を検討対象に加えて、その改修工事の時期・順序（改修手順）が瑕疵判断基準1の考慮事情のうちの改修を要する緊急性の有無及びその程度を考慮した合

理的なものであるか否かを判断することになる。」

(4) 小括

以上から明らかなように、被告国の主張と一審原告らの主張は同じ考えなのである。

よって、工事実施基本計画や河川整備基本方針及び河川整備計画には、大東水害最高裁判決が治水事業における河川管理の瑕疵についての判断基準とする瑕疵判断基準1の考慮事情のうちの「改修を要する緊急性の有無及びその程度」を考慮して定められる改修を要する箇所の工事の時期・順序（改修手順）は定められないので、これに、そのもとで行われている改修工事の実施状況を検討対象に加えて、その改修工事の時期・順序（改修手順）が改修を要する緊急性の有無及びその程度を考慮した合理的なものであるか否かによって河川管理の瑕疵を判断することは、一審原告らと被告国との間で争いのない共通ものとなっているのである。

2 流水の通常的作用に対して安全な構造について検討する内容について（14頁）

(1) 被告国準備書面(13)の記載内容

①「堤防の構造の原則は、「計画高水位（中略）以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造」（構造令18条1項）にあるから、現況堤防の安全度を評価するためには、流水の通常的作用に対して安全に流下できる水量の程度を検討することがその中核を成すといえ」、②「計画堤防断面形状が確保できる（内包される）高さまでスライドする（下げる）ことにより、評価水位（流量）や最小流下能力を算出している【証拠略】」のである」

(2) 上記記載についての基本的な疑問

上記記載①は、検討の課題：すなわち、流水の通常的作用³（浸透作用）に対して安全な構造と、検討する内容：すなわち、記載では、安全に流下できる水量の程度の検討、とはまったく整合していない。

検討の課題である流水の通常的作用（浸透作用）に対して安全な構造とするために検討しなければならない内容は、越水なき堤防決壊の原因となる構造における浸透作用に対する安全性の程度の検討である。

³ 堤防は盛土により築造されており、ここでは洗掘作用ではなく、浸透作用のことであり、越水なき堤防決壊の原因となる。

そうすると、上記②は、構造における浸透作用ではなく、越水開始流下能力について検討しているものであり、検討する内容として導き出せないものである。

3 噴砂がない漏水における土粒子の移動について（16頁）

(1) 被告国準備書面(13)の記載内容

「噴砂がないとしても、漏水が発生すれば、堤体や基礎地盤の土粒子が移動し、堤防決壊を引き起こしかねないのである【中略】実際に、出水後の調査により、10箇所では災害復旧工事を実施しているものである(乙第113号証)。」

(2) 上記記載についての基本的な疑問

漏水において、噴砂は、堤体や基礎地盤の土粒子が移動して、水と一緒に地上に噴出する現象あるいは噴出して地表に堆積した土粒子である。したがって、漏水があったとしても、噴砂がないときは、堤体や基礎地盤の土粒子の移動が生じておらず、水だけが噴出しているのであって、噴砂がないとしても堤体や基礎地盤の土粒子が移動するという上記記載は成り立たないものである。

また、実施された災害復旧工事(乙113)は、堤防の基部から天端までの堤防全体あるいは川裏側全体を再構築しているものはない。それは、基部から天端までの全体を再構築しなければならないような堤防決壊を引き起こしかねない堤防横断方向での土粒子の移動による堤防の沈下・法崩れが生じていないからである。

4 左岸21.5k、左岸20.15kの噴砂の土粒子移動について（16頁）

(1) 被告国準備書面(13)の記載内容

「噴砂があるとされている箇所(例えば、②左岸21.5k、③左岸20.15k)は、【中略】②及び③について、第4回鬼怒川堤防調査委員会資料(乙第114号証5ないし8頁)では、試掘調査結果の記載があり、基礎地盤の砂質土が川裏法尻部の弱部を通して噴出したと推測されていることから、一審原告らが一審原告準備書面(1)(総論)第4の4(2)(45頁)中で「クイックサンド」と主張しているような、噴出口の直下付近の土構造のみが破壊されたものにとどまったものであると断定することはできない」

(2) 上記記載についての根拠資料からの疑問

被告国が根拠として引用している第4回鬼怒川堤防調査委員会資料2「堤防にお

ける漏水発生箇所の詳細調査報告」に、別紙の図（乙 1 1 4 号証 6、8 頁）のとおり左岸 2 0 . 1 5 k と左岸 2 1 . 5 0 k の調査結果が掲載されている。

基礎地盤の砂質土が川裏法尻部の粘性土（左岸 2 0 . 1 5 k）あるいは表土（左岸 2 1 . 5 0 k）の弱部を通して噴出したと推測されたとの記載があるだけでなく、その記載の上に、「試掘調査により、川裏法尻部の粘性土（Bc1）に噴砂口が確認され、下方に径 10 cm 程度のサンドパイプが伸び、深度 0.2m 付近に空洞が存在する」（左岸 2 0 . 1 5 k）、「試掘調査により、川裏法尻部の表土（Ts）に噴砂口が確認され、噴砂口から下方に径 1.5 cm のサンドパイプが存在する」（左岸 2 1 . 5 0 k）との記載があり、噴砂箇所の試掘調査結果（説明付き画像）と試掘調査による噴砂発生状況模式図には、噴砂とその下方鉛直方向のサンドパイプ、左岸 2 0 . 1 5 k についてはサンドパイプ下方先端の空洞も写され、あるいは描かれている。

サンドパイプ及び空洞は、裏法尻部において鉛直方向にあり、堤防基部において堤防天端下部から裏法尻にかけての横断方向にはない。裏法尻部にある噴出口の直下付近の土構造のみが破壊され、結合を破壊された土粒子が噴出して、噴砂となっているのである。

上記記載は、被告国が自ら行った調査結果に反しているものである。

5 重要水防箇所の設定における堤防断面評価について（19 頁）

(1) 国準備書面(13)の記載内容

「重要水防箇所においても、堤防断面評価においては、計画の堤防断面や天端幅の不足の程度を基準としていることから、スライドダウンと同様の河川構造令上必要とされる計画堤防断面形状が考慮されている」

(2) 上記記載についての基本的な疑問

重要水防箇所の設定においては、堤防断面評価は、計画堤防断面形を考慮して評価しているのではなく、その不足自体を評価（重ね合せ）しているのである。

6 現況堤防の危険度（安全度）及びその判定ないし評価について（19 頁）

(1) 国準備書面(13)の記載内容

「他方で、堤防の整備手順は、重要水防箇所の設定では考慮しない、上下流や左右岸のバランスなども踏まえながら総合的に決定するものであるため、重要水防箇

所の設定と同じ資料と評価・判断内容に基づいて行われるものではない。」

(2) 上記記載についての基本的な疑問

一審原告らが控訴理由書24～26頁及び準備書面(1)50、51頁で論じているのは、治水安全度である堤防の危険度(安全度)、すなわち現況堤防の堤防高、堤防断面、漏水、法崩れ・法すべり等についての危険度(安全度)及びその判定ないし評価である。これは、堤防整備手順の違いによって変化しないものであり、重要水防箇所の設定及び堤防整備手順の決定のいずれにおいても、その基礎となっているもので、共通のものである。上記記載の堤防の整備手順における上下流や左右岸のバランスを踏まえるか否かやその踏まえ方によって、現況堤防の危険度(安全度)に違いが生じることはないのである。

上記記載の堤防整備の手順の決定は、治水安全度である現況堤防の危険度(安全度)を評価した後に、治水安全度の低い箇所を優先しつつ(国準備書面(13)19頁)堤防整備を行うように決定されるのである。そして、現況堤防の危険度(安全度)の評価が不合理であると、不合理な堤防整備の手順が決定されるのである。

上記記載は、論ずべき場ないし段階を間違えているのである。

7 距離標250m間隔地点における詳細な調査・検討について(20頁)

(1) 国準備書面(13)の記載内容

「控訴人(一審原告)らが述べるように、距離標250m間隔となる地点ごとに詳細な調査・検討を行うとしても、これにより全ての堤体内の土質材料を正確に把握できるのか不明であり」、「また、最大で100点もの詳細な調査・検討を実施するとなれば、財政的に問題がないとはいえない。」

(2) 上記記載についての基本的な疑問

堤防の河川距離標地点につき、詳細な調査・検討として、地盤工学に基づいて天端から法尻までの幾つかの地点の土質調査を行うことにより、堤体土の土質を正確に把握することができる。堤体土の土質を正確に把握できるか不明となるのは、決壊等により調査材料の堤体がないときである。上記記載が根拠とする「堤体内の土質材料を正確に把握することが難しい」(国控訴答弁書40及び31頁並びに引用する乙74号証4枚目)というのは、堤防の特定の地点ではなく、一連の堤防であり、無限に近い調査を行わなければならないので、財政的に難しいからである。

詳細な調査・検討は、鬼怒川 6 k ～ 3 0 k の距離標 2 5 0 m 間隔地点（合計 1 0 0 地点）の全てで行われるのではない。詳細な調査・検討が行われるのは、幅が大幅に小さい箇所であるかの判定をし、過去の漏水の実績とその内容を記録資料から点検し、又、裏法尻地先含む堤防の形状を横断測量結果と現地調査から点検した後、その必要が認められたときである。詳細な調査・検討が行われることがあったとしても、数は限られている。

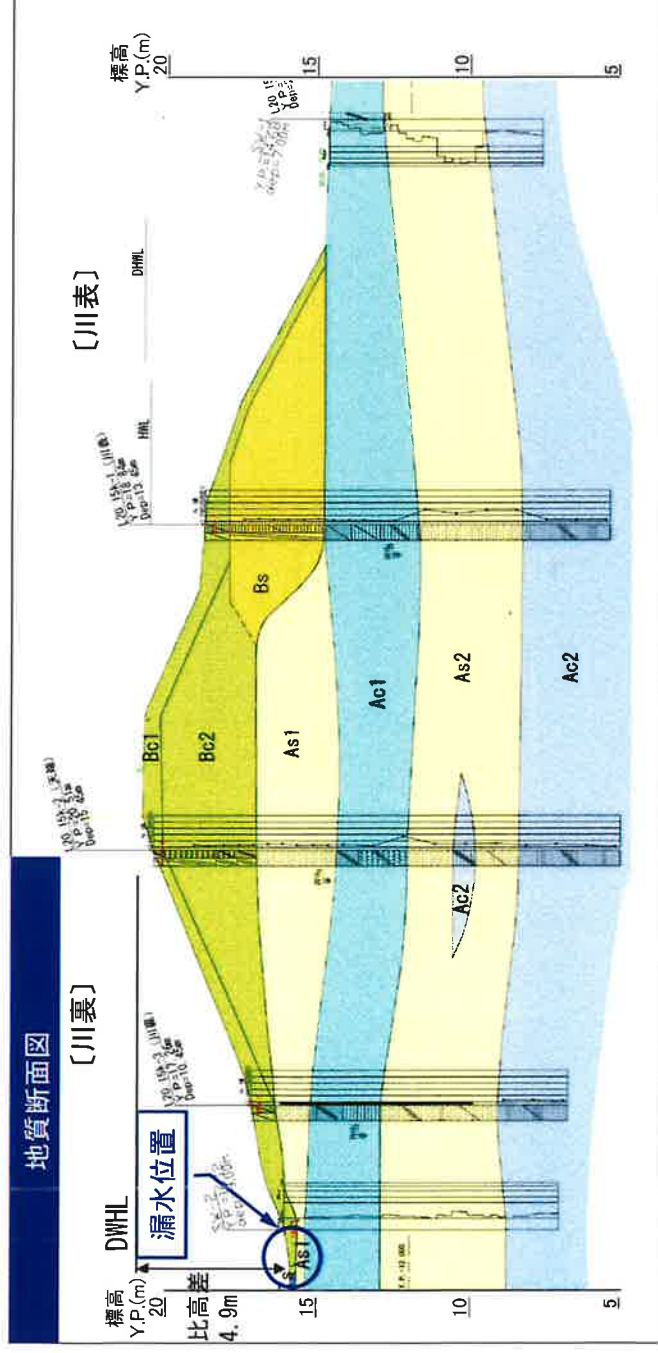
上記記載は、堤防の土質調査についての基本を無視したものである。

以上

1-2 大規模噴砂の発生箇所の詳細調査

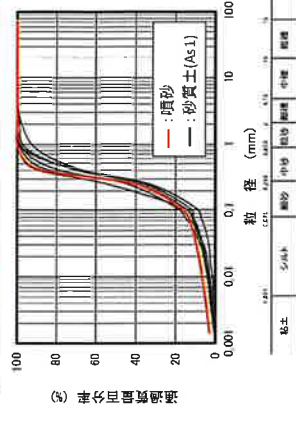
大規模噴砂箇所②(左岸20.15k付近)

- 堤体は砂質土(Bs)と粘性土(Bc1、Bc2)で構成されている。基礎地盤は粘性土(Ac1)が川表から川裏まで連続し、その上位に砂質土(As1)が分布し、川裏で層厚が薄くなる。
- 試験調査により、川裏法尻部の粘性土(Bc1)に噴砂口が確認され、下方に径10cm程度のサンドパイプが伸び、深度0.2m付近に空洞が存在する。
- 基礎地盤の砂質土(As1)が川裏法尻部の粘性土(Bc1)の弱部を通して噴出したと推測される。

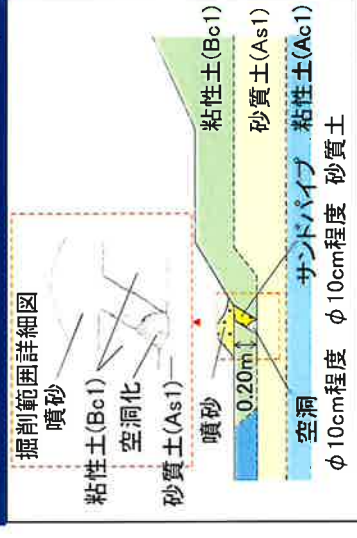


地質層序表

区分	記号	土質
堤体	Bc1	粘性土(礫混じりローム)
	Bc2	粘性土(ローム)
	Bs	砂質土(粘土混じり細砂)
	Bs	粘土(シルト質細砂)
	As1	砂質土(細砂)
基礎地盤	Ac1	粘性土(砂質粘土～砂質シルト)
	As2	砂質土(細砂)
	Ac2	粘性土(シルト質粘土～砂質シルト)
	Ac2	粘性土(シルト質粘土～砂質シルト)



試験調査による噴砂発生状況模式図



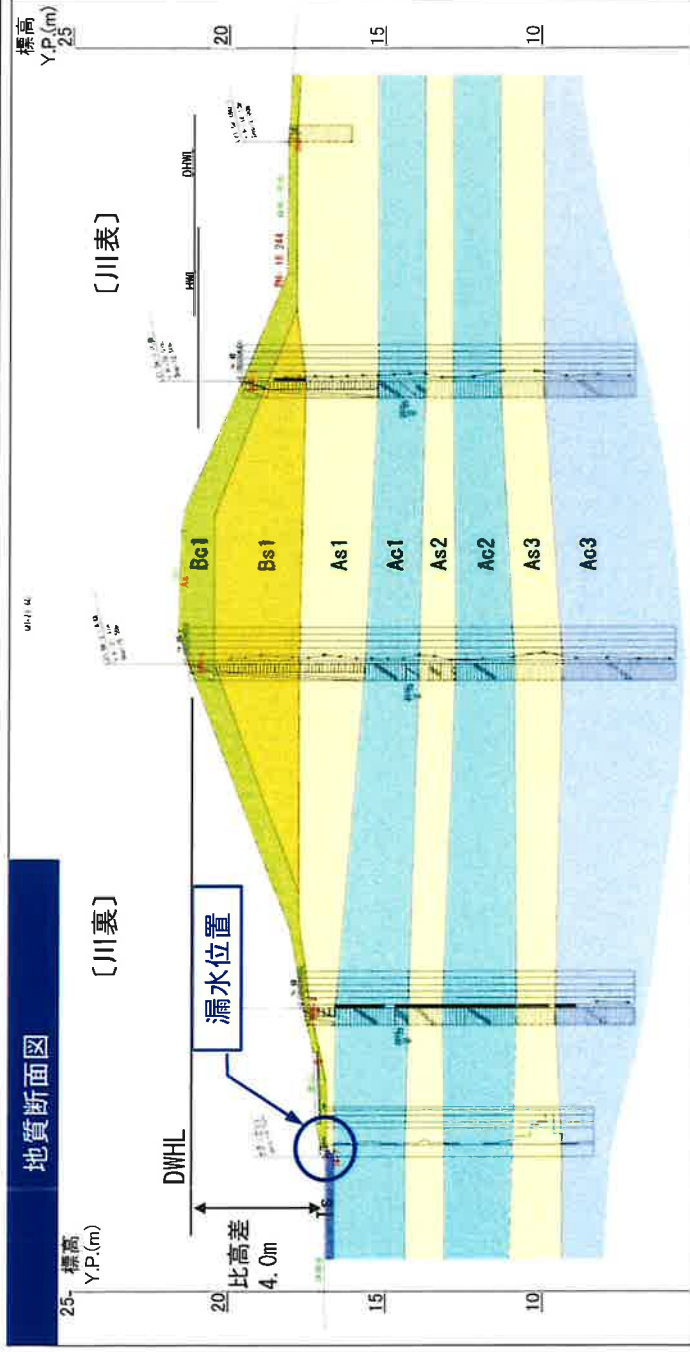
噴砂箇所の試験調査結果



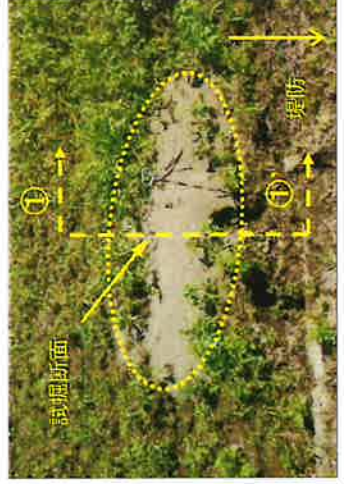
1-2 大規模噴砂の発生箇所の詳細調査

大規模噴砂箇所③(左岸21.50k付近)

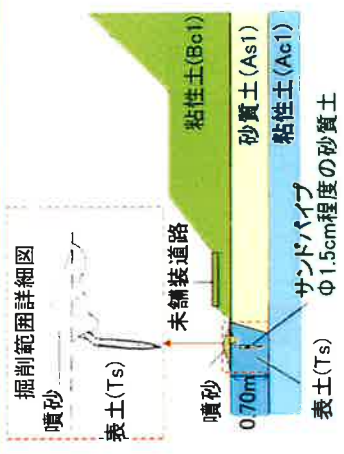
- 堤体は砂質土(Bs1)が粘性土(Bc1)に被覆されている。基礎地盤は砂質土(As1)が川表から川裏まで連続し、川裏法尻部で粘性土(Bc1、Ts)により閉塞されている。
- 試験調査により、川裏法尻部の表土(Ts)に噴砂口が確認され、噴砂口から下方に径1.5cmのサンドパイプが存在する。
- 基礎地盤の砂質土(As1)が川裏法尻部の表土(Ts)の弱部を通して噴出したと推測される。



噴砂箇所の試験調査結果



試験調査による噴砂発生状況模式図



※今水に関する数値等は速報値であり、今後変更となることある。